

県西地域活性化推進協議会規約

(目的)

第1条 県西地域の多彩な地域資源を生かして「未病を改善する」実践の場とすることを通じて地域の活性化に取り組んでいくため、県西地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県西地域の活性化に関する協議
- (2) 県西地域の活性化に関するプロジェクトの検討及び推進
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 協議会は、県西地域に所在する次の者をもって構成する。

- (1) 行政
 - (2) 商工関係団体
 - (3) 農林水産関係団体
 - (4) 観光関係団体
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 協議会の会長は、神奈川県知事とし、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故等があったときに備え、会長はあらかじめ職務代理者を指名することができる。

(協議会の開催等)

第4条 協議会は必要に応じて会長が招集し、随時開催する。

- 2 会長は、協議に必要な場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。
- 3 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は委員に対して書面等により賛否を求め、これをもって協議会の協議に代えることができる。
- 4 第2条各号に掲げる事項について、具体的な検討を行うため、必要があるときは協議会にワーキンググループを設置することができる。
- 5 ワーキンググループに関する事項は、別途定める。

(情報公開)

第5条 協議会の会議資料、議事内容については、神奈川県情報公開条例に基づき原則として公開する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、神奈川県政策局自治振興部地域政策課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別途定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 11 月 2 日から施行する。